【令和６年２月28日公布　令和６年三浦市条例第３号】

三浦市手数料条例の一部を改正する条例

三浦市手数料条例（平成12年三浦市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表13の項から18の項までを次のように改める。

13　戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項若しくは第３項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	１通につき　450円
14　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項若しくは第３項から第５項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項１件につき　350円
14の２　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円

しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
15　戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項若しくは第３項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	１通につき　750円
16　戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項若しくは第３項から第５項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項１件につき　450円
16の２　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　700円

17　戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	１通につき　350円（ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。）
18　戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき　350円

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。